

# 国立国会図書館

## 憲法第 96 条（憲法改正手続）をめぐる議論

—憲法改正手続の改正に関する主な学説及び主張—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 799 (2013. 8. 6.)

はじめに

I 憲法第 96 条及びその改正に関する学説等

- 1 憲法第 96 条による日本国憲法の改正手続
- 2 憲法第 96 条による同条の改正に関する学説

II 憲法第 96 条改正に関する最近の見解

- 1 主な政党及び政治家グループ
- 2 有識者

おわりに

- 最近、日本国憲法の改正手続について規定する憲法第 96 条をめぐる議論が活発化している。
- 憲法第 96 条が規定する日本国憲法の改正手続の要点を確認した上で、憲法第 96 条を同条によって改正することについての学説状況を整理する。
- 憲法第 96 条の改正についての主な政党、政治家グループ及び有識者の最近の見解を整理し、紹介する。

国立国会図書館調査及び立法考査局憲法課

すずき たかひろ  
(鈴木 尊紘)

第 7 9 9 号

## はじめに

平成 24 年 12 月の衆議院議員総選挙に勝利した安倍晋三・自由民主党総裁が日本国憲法の改正手続について規定する憲法第 96 条の改正を目指す考えを表明した<sup>1</sup>ことなどを契機として、同条をめぐる議論が活発化した。また、こうした動きの中で、憲法改正手続に関する論議が、第 183 回国会衆議院憲法審査会でも行われた<sup>2</sup>。

本稿は、憲法第 96 条に規定する改正手続の要点を確認した上で、憲法第 96 条を同条の規定により改正することの是非についての学説並びに最近の主要政党及び有識者の見解等を整理するものである。

## I 憲法第 96 条及びその改正に関する学説等

### 1 憲法第 96 条による日本国憲法の改正手続

憲法改正の手続を規定する憲法第 96 条は、次の 3 つの要素から成る。

- ①衆参各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が憲法改正に関する発議・国民への提案を行う。
- ②特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる国民投票において、その過半数の賛成を必要とする。
- ③憲法改正について国民投票による承認を得たときは、天皇は、国民の名で、公布する<sup>3</sup>。

このように、日本国憲法は、通常法律の制定と比べて、より厳格な改正手続を備えた憲法であり、この点で硬性憲法であるといえる<sup>4</sup>。

憲法改正の①及び②の手続に関し、学説上見解が分かれている<sup>5</sup>。

#### (1) 内閣は日本国憲法の改正案の原案を提出できるか

日本国憲法の改正案の原案（以下「憲法改正原案」という。）を国会に提出する権限を内閣が有するか否かについて、学説上見解が分かれている。

肯定説は、憲法第 96 条の重点が国民主権に基づく国民投票制度にあることを理由に、憲法改正原案の提出権について特に内閣を排除する必要はないとする<sup>6</sup>。

否定説は、①憲法上の明文規定の不存在<sup>7</sup>、②憲法改正原案の提出権が発議の手続の一部をなすこと<sup>8</sup>などを理由に挙げる。

\* 本稿に掲げるインターネット情報は、平成 25 年 7 月 24 日現在のものである。

\* 文中の所属、肩書等は、特記しない限り当時のものである。

<sup>1</sup> 「安倍晋三総裁 記者会見」2012.12.17. <<https://www.jimin.jp/activity/press/president/119465.html>>

<sup>2</sup> 平成 25 年 5 月 9 日に行われた、第 183 回国会衆議院憲法審査会（第 8 回）である。

<sup>3</sup> これは、憲法第 7 条第 1 号に規定する天皇の国事行為である。

<sup>4</sup> これに対して、通常法律と同じ手続で制定・改廃される憲法を軟性憲法と呼ぶ。

<sup>5</sup> 太田裕之「憲法改正手続法の諸問題」大石眞・石川健治編『憲法の争点』（新・法律学の争点シリーズ 3）有斐閣，2008，pp.326-327.

<sup>6</sup> 佐藤功『日本国憲法概説（全訂第 5 版）』学陽書房，1996，pp.585-586 等

<sup>7</sup> 杉原泰雄『憲法 II 統治の機構』（有斐閣法学叢書）有斐閣，1989，pp.229-230 等。なお、この説は、憲法上の明文規定の不存在を理由に、内閣による法律案の提出権も否定する。

<sup>8</sup> 芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』有斐閣，1992，p.71 等。なお、この説は、内閣による法律案の提出権

政府は、①内閣の憲法改正原案提出権を否定する憲法上の明文の規定がないこと、②憲法第 72 条により国会に議案を提出する権能が内閣に認められていることを根拠に、内閣は憲法改正原案提出権を有するとの立場をとっており、法律でこれを否定することはできないとの考えを示している<sup>9</sup>。なお、「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成 19 年法律第 51 号。以下「憲法改正手続法」という。）は、内閣の憲法改正原案提出手続に関する規定を置いていないが、その趣旨は、この問題について憲法改正手続法の制定時に決着することはせず、「将来、内閣による提出が立法政策上必要であり、かつ、それが憲法上も許容されるものと判断される場合に、その旨の法整備をすれば足りると考えた」と説明されている<sup>10</sup>。

## (2) 各議院の「総議員」とは何を意味するか

「総議員」の意味について、①法定議員数説、②現在議員数（法定議員数から欠員を差し引いた現に在職する議員の数）説で見解が分かれている。前者は、憲法改正の重大性に鑑みて主張されている<sup>11</sup>。後者は、①では欠員数が反対票として数えられることとなり、不合理であることを論拠とする<sup>12</sup>。

## (3) 国民投票の「過半数」とは何を意味するか

国民投票における「過半数」の賛成により憲法改正は承認されるが、何の「過半数」であるのかについては、①有権者総数説、②投票者総数説、③有効投票総数説の対立があったが、憲法改正手続法は、③の立場をとった<sup>13</sup>。

## 2 憲法第 96 条による同条の改正に関する学説

憲法改正に限界がないという説（無限界説）に立てば、憲法第 96 条も憲法改正の対象となる。一方、限界があるとする説（限界説。通説）に立った場合でも、憲法第 96 条がその限界に当たるとする説（多数説）と当たらないとする説（少数説）に分かれる。

なお、政府は、平成 16 年の答弁書において、「政府においては、現在のところ、憲法改正を現実の課題としていないため、現行憲法の個々の規定の改正の能否について見解を述べることは差し控えたい。」（平成 16 年 8 月 10 日内閣衆質 160 第 66 号）とし、明確な見解を述べていない。

は肯定する。

<sup>9</sup> 第 166 回国会参議院予算委員会会議録第 6 号 平成 19 年 3 月 8 日 pp.31-32. (塩崎恭久・内閣官房長官及び山本庸幸・内閣法制局第一部長の答弁)

<sup>10</sup> 橘幸信・高森雅樹「法令解説 憲法改正国民投票法の制定—国民投票の実施手続及び国会による憲法改正の発議手続を整備 日本国憲法の改正手続に関する法律」『時の法令』1799 号, 2007.12.15, pp.13-14.

<sup>11</sup> 松井茂記『日本国憲法（第 3 版）』有斐閣, 2007, p.75 等

<sup>12</sup> 清宮四郎『憲法 I（第 3 版）』（法律学全集 3）有斐閣, 1979, p.400; 宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』日本評論社, 1978, p.790 等

<sup>13</sup> 憲法改正手続法第 98 条第 2 項は、次のように規定している。「中央選挙管理会は、…直ちに憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数、投票総数（憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数を合計した数をいう。）並びに憲法改正案に対する賛成の投票の数が当該投票総数の 2 分の 1 を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならない。」

### (1) 無限界説

この説を主張する阪本昌成・現近畿大学教授は、憲法制定権の主体である国民は観念上の「仮設」であるのに対し、憲法改正権の主体としての国民は「実在」であるとする。そして、「主権者としての国民が「権力」をもつとすれば、それは、実在する国民が主体となる改正権の発動の局面ではないか、と思われる」と述べる。このように、阪本教授は、実在する国民による憲法改正権の発動を重視した上で、「改正権は、憲法典のいわゆる全面的改正…にも及びうることになる」とし、憲法改正に関する無限界説を唱える。

憲法第 96 条に関しては、無限界説を前提として、次のように述べる。

「…無限界説に立つ以上、憲法を改正するに当たって、権力主体としての国民は、改正手続に関し、「国会による発議権を否認し、国民が発案する」という憲法改正案であれ、「国民投票を不要とする」という改正案であれ、いずれの案であってもこれを承認することができる。」<sup>14</sup>

### (2) 憲法第 96 条が憲法改正の限界に当たるか否かをめぐり議論

限界説を前提とした上で憲法第 96 条が憲法改正の限界に当たるか否かについて、学説は、肯定説（多数説）と否定説（少数説）に分かれている。

肯定説の代表的な見解（清宮四郎・東北大学名誉教授）は、次のように述べる。

「…憲法改正規定である第九六条の改正を、第九六条そのものによって根拠づけることができるかという問題がある。これに対しては、原則としては不可能であると答えなければならない。なぜなら、第一に、改正規定は、憲法制定権にもとづくものであって、憲法改正権にもとづくものではなく、改正権者が自身の行為の根拠となる改正規定を同じ改正規定にもとづいて改正することは、法論理的に不可能であるばかりでなく、改正権者による改正規定の自由な改正を認めることは、憲法制定権と憲法改正権との混同となり、憲法制定権の意義を失わしめる結果となるからである。…（中略）…ただし、改正手続による改正規定の改正を絶対に不可能とするのが憲法制定者の意志とは思われない。制定権と改正権との混同にならず、しかも改正権の根本に触れない範囲の改正…（中略）…は、改正権者の意志に委せられているものと解せられる。」<sup>15</sup>

一方、否定説の代表的な見解（橋本公巨・中央大学名誉教授）は、次のように述べる。

「私見によれば、改正権は、それ自体の権限を改正する権限を含まないとする公式は、正しくないと考え。なぜなら、一般論として、憲法の定める改正手続に従ってその条項を変更することは、憲法の同一性および継続性を失わしめるものではなく、憲法の破棄や憲法の廃止をもって論ずべきものではないからである。ただし、ここでも、その改正によって、前述の民主主義の基礎原理〔国家の統治組織が民主主義に従って構成され、国家権力が民主主義に従って行使されなければならないということ。〕を侵すことをえないという制約を受けていることが、注意されなければならない。たとえ

<sup>14</sup> 阪本昌成『憲法理論 I（改訂第 3 版）』成文堂，1999，pp.126-127.

<sup>15</sup> 清宮 前掲注(12)，pp.411-412.

ば、九六条を改めて、民主主義的でない手続を採用することは、許されないのである。」  
〔 〕内は執筆者補記)<sup>16</sup>

これらの引用に見られるように、肯定説にあってもいかなる改正も認められないとする見解はそれほど有力ではない一方、否定説も、国民主権原理に反するような改正は認められないとしており、結論的には接近している。具体的にどのような改正であれば許容されるかについては、「例えば、国会の発議について両議院対等の原則を変更して衆議院の優位を認め、または、発議について特別の憲法会議を設けたり、あるいは、国会の議決における「硬性」の度合いをいくぶん変更したりする程度の改正」（清宮<sup>17</sup>）などと説かれている。また、国民投票制度を廃止することについては、「国民主権の原理をゆるがす意味をもつので、改正は許されないと一般に考えられている」とされる<sup>18</sup>。

## Ⅱ 憲法第 96 条改正に関する最近の見解

憲法第 96 条改正に関する最近の見解を、①主な政党及び政治家グループ、②有識者に分けて紹介する。

### 1 主な政党及び政治家グループ

#### (1) 自由民主党

##### 【主張の内容】

憲法改正の発議要件を「衆参それぞれの過半数」に緩和し、主権者である国民が「国民投票」を通じて憲法判断に参加する機会を得やすくする<sup>19</sup>。

##### 【主張の理由】

憲法改正に際しては、国民投票に付して国民の意思を直接問うことになるのだから、国民に提案される前の国会での手続が厳格であるのは、国民が憲法について意思を表

<sup>16</sup> 橋本公互『日本国憲法（改訂版）』有斐閣, 1988, p.675. これに対して、「…憲法改正規定は、根本規範より下位ではあるが、普通の規範よりは上位にあつてこれを制約するものであるから、これを改正規定そのものによつて改正することはできない、とする見解が学説上かなり強く主張されている。しかし、この点についてはそう厳格に考える必要はなく第九六条を第九六条自体によつて改正することも法的に可能であり、それによつて憲法の本質的性格に変更をきたすことはないと考えたい。」（法学協会編『註解日本国憲法（下）』有斐閣, 1954, pp.1429-1430.）という見解もあるが、国民主権原理は改正の限界をなすとの考えを示していることから、この見解によつても、例えば憲法改正権を天皇にのみ属せしめるように変更することは許されない（佐藤功 前掲注(6), p.587.）こととなると解される。

<sup>17</sup> 清宮 前掲注(12), p.412.

<sup>18</sup> 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第 5 版）』岩波書店, 2011, pp.387-388. 佐藤幸治・京都大学名誉教授も、「改正手続の実質に触れる改正」はできないと解されると述べ、その例として「国民投票をなくするようなこと」を挙げている（佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂, 2011, p.40.）。これに対して、国民投票制度を特別の憲法会議の制度に改めることは理論上可能とする見解（芦部 前掲注(8), p.78.）や、憲法の厳しい硬性を多少軟化しても同一性は維持されることを理由に、国民投票制度の廃止も法理論的には可能とする見解（小林直樹『憲法講義（下）（新版）』東京大学出版会, 1981, p.563.）もある。

<sup>19</sup> 自由民主党「参議院選挙公約 2013」p.42. 平成 24 年 4 月に発表した「日本国憲法改正草案」の主な内容の 1 つとして記述。なお、平成 25 年 6 月 29 日に行われた与野党 9 党の幹事長等による討論会において、憲法第 96 条の先行改正の是非を問われた石破茂幹事長は、これに賛成する姿勢を示しながら、「先行改正かどうかは別として 96 条改正は必要」と補足的に説明したとされる。「自民以外「原発ゼロ」 96 条先行改正 自・維が賛成」『読売新聞』2013.6.30; 「自・維 96 条改正で連携表明」『産経新聞』2013.6.30.

明する機会が狭められてしまうことにつながる<sup>20</sup>。また、国民の6、7割が憲法改正に賛成であったとしても、3分の1を少しでも超える国会議員が反対すれば議論すらできないというのはおかしい<sup>21</sup>。

## (2) 民主党

### 【主張の内容】

憲法の議論を深める前に、改正の中身を問うこともなく、改正手続の要件緩和を先行させることには立憲主義の本旨に照らして反対である<sup>22</sup>。

### 【主張の理由】

小選挙区制度の導入により、得票数を大きく超える議席を第1党が占める結果となっていることから、3分の2の発議要件は現実的であり、両院の3分の2の賛成を前提とした合意形成を惜しむべきではない<sup>23</sup>。

## (3) 日本維新の会

### 【主張の内容】

改憲の賛否を国民に問うために民主主義の原点に基づき、発議要件を3分の2から2分の1とする憲法第96条の改正にまず取り組む<sup>24</sup>。

### 【主張の理由】

憲法改正手続で重要なのは、国民投票が必要であることである。国会の発議要件を過半数に引き下げ、国民に判断を仰ぐ機会をつくる必要がある。<sup>25</sup>

## (4) 公明党

### 【主張の内容】

憲法改正手続については、改正の内容とともに議論することがふさわしい。近代憲法が個人の権利・自由を確保するために国家権力を制限するという立憲主義に基づくことを踏まえ、通常の法律の制定と比べて、より厳格な改正手続を備えた“硬性憲法”の性格を維持すべきである。<sup>26</sup>

### 【主張の理由】

権力が容易に権利を奪い去ることのない仕組みは必要であり、国民投票による承認があるとはいえ、発議要件は普通の法律よりも加重されたものであるべきである。また、先行して憲法改正手続を変更するというやり方は、改正の内容とともに議論しなければ、国民にとっては、どこを、なぜ、どのように変えるのかが不明確となる。<sup>27</sup>

<sup>20</sup> 『日本国憲法改正草案 Q&A』自由民主党憲法改正推進本部, 2012, p.34.

<sup>21</sup> 第183回国会参議院予算委員会会議録第6号 平成25年2月26日 p.6. (安倍晋三内閣総理大臣の発言)

<sup>22</sup> 「民主党 Manifesto (参議院議員選挙重点政策)」2013, p.20.

<sup>23</sup> 第183回国会衆議院憲法審査会議録第8号 平成25年5月9日 p.4. (武正公一衆議院議員の発言)

<sup>24</sup> 「日本維新の会 参議院選公約」2013, pp.5, 7.

<sup>25</sup> 衆議院憲法審査会議録 前掲注(23), p.5. (坂本祐之輔衆議院議員の発言)

<sup>26</sup> 公明党「参院選重点政策 Manifesto 2013」p.33.

<sup>27</sup> 衆議院憲法審査会議録 前掲注(23), pp.5-6. (斉藤鉄夫衆議院議員の発言)

**(5) みんなの党****【主張の内容】**

①憲法改正手続の簡略化を進め、発議要件を緩和<sup>28</sup>。②憲法第96条の先行改正には反対<sup>29</sup>。

**【主張の理由】**

①現行憲法下で一度も憲法改正の発議がなされなかったのは、憲法第96条という高い壁によって、国民によって憲法に関する議論がなされなかったことが理由である<sup>30</sup>。  
②憲法改正の前に、選挙制度や政党を含めた政治改革、官僚制度の改革を行う必要がある<sup>31</sup>。

**(6) 日本共産党****【主張の内容】**

憲法第96条の改正をやめさせ、立憲主義を守る<sup>32</sup>。

**【主張の理由】**

近代の立憲主義は、主権者である国民が、その人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っている。そのために改憲発議の要件も、時の権力者が都合の良いように、簡単に憲法を変えることができないようにされている。憲法改正の発議要件を緩和し、一般の法律なみにしてしまうことは、立憲主義を根底から否定することにほかならない。<sup>33</sup>

**(7) 生活の党****【主張の内容】**

国民主権から発する4大原則（国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、国際協調）の安易な改正を認めないという日本国憲法の趣旨（硬性憲法）から、現行の改正手続規定（96条）は、堅持する<sup>34</sup>。

**【主張の理由】**

憲法改正要件を緩和し、「過半数の賛成」に引き下げれば、政権や内閣が変わる度にその時々多数派の意思で改正が行われることにつながる。そのようなことになれば、憲法の基本理念を否定するような安易な改正が行われやすくなり、憲法の安定性が害される。<sup>35</sup>

<sup>28</sup> みんなの党「アジェンダ2013」（インデックス版）p.18。なお、インデックス版より後に発表された「みんなの政策 アジェンダ2013」には、憲法第96条に関する同党の主張は見当たらないが、これは、同条の改正に積極的な自由民主党や日本維新の会との差別化を図ったものと見られている（「みんな公約冊子 96条盛らず」『朝日新聞』2013.7.2；「みんな 96条改正“除外” 公約冊子発表 自・維と対決姿勢」『産経新聞』2013.7.2.）。

<sup>29</sup> 平成25年6月29日に行われた与野党9党の幹事長等による討論会において、江田憲司幹事長が憲法第96条の先行改正に反対する立場を表明した。『読売新聞』前掲注(19)；『産経新聞』前掲注(19)

<sup>30</sup> 衆議院憲法審査会議録 前掲注(23), p.6。（畠中光成衆議院議員の発言）

<sup>31</sup> 同上

<sup>32</sup> 「日本共産党 参議院選挙政策」2013, p.11.

<sup>33</sup> 同上

<sup>34</sup> 生活の党「参院選公約2013」p.6.

<sup>35</sup> 衆議院憲法審査会議録 前掲注(23), pp.7-8。（鈴木克昌衆議院議員の発言）

## (8) 社会民主党

### 【主張の内容】

憲法改正の発議要件を緩和する第 96 条「改正」は、国家権力を縛るためにある「立憲主義の憲法」の本質を破壊するものであり強く反対する<sup>36</sup>。

### 【主張の理由】

国会の多数派が改憲を発議し、多数派の意に沿うように憲法を改正することは、少数者の人権が侵されるおそれを生じさせる<sup>37</sup>。また、最高の法規範である憲法は、高度に安定していることが求められ、度々改正されることになれば、我が国の法体系が不安定で信頼性を欠くものとなりかねない<sup>38</sup>。

## (9) みどりの風

### 【主張の内容】

憲法第 96 条の改正に反対<sup>39</sup>。

### 【主張の理由】

立憲主義を守り、国家権力の暴走を許さない。憲法改正は可能であるべきだが、国民による自主的な改正でなければならない。<sup>40</sup>

## (10) 憲法 96 条改正を目指す議員連盟<sup>41</sup>

### 【主張の内容】

憲法改正に係る国会の発議要件を、現行の衆参各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成から、過半数の賛成に引き下げる。

### 【主張の理由】

憲法第 96 条の定める国会の憲法改正発議要件は厳格に過ぎ、時代に応じた憲法改正の道を広げ、国民が憲法改正を通じた憲法論議に実質的に参画する機会を確保する上で、大きな障害となっている<sup>42</sup>。

## 2 有識者

平成 12 年以降の有識者の憲法第 96 条改正に関する主要な意見については、以下のように整理することができる。

<sup>36</sup> 「社民党 参議院選挙公約 2013 総合版～強い国よりやさしい社会～」 p.3.

<sup>37</sup> 社会民主党憲法改悪阻止闘争本部「憲法第 96 条「改正」問題についての見解」2013.3.21, p.3. 社会民主党ホームページ <[http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/constitution/130321\\_constitution.htm](http://www5.sdp.or.jp/policy/policy/constitution/130321_constitution.htm)>を参照。

<sup>38</sup> 同上, p.2.

<sup>39</sup> 「ふかせよう みどりの風の「約束」」2013, pp.5, 15.

<sup>40</sup> 同上

<sup>41</sup> 憲法改正に係る国会の発議要件を衆参各議院の総議員の過半数の賛成に引き下げることを目指す超党派の議員連盟(平成 23 年 6 月 7 日設立)であり、その主張を盛り込んだ「日本国憲法改正原案」を公表している。「日本国憲法改正原案」 古屋圭司・衆議院議員ホームページ <<http://www.furuya-keiji.jp/blog/wp-content/uploads/2011/01/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%9B%BD%E6%86%B2%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3%E5%8E%9F%E6%A1%881.pdf>> を参照。

<sup>42</sup> 同上

## (1) 改正に積極的な立場の論拠

- ①憲法改正の発議が容易になると、憲法改正についての真剣な議論が生じ、政治に緊張感が生じる<sup>43</sup>。
- ②憲法の改正発議の現実的可能性がほとんどないところで、憲法論議を繰り返していると、政治全体のよどみが長続きするというマイナス効果が出てこないとも限らない<sup>44</sup>。
- ③そもそも総議員の3分の2以上の議員を有する政党は、それ自体一党独裁に近く、これでは民主主義のパラドックスと言わざるを得ない。憲法改正の国民投票は過半数の賛成で決まるわけだから、それ以上の多数によって国民の意思を縛ってはならないと考えるべきである<sup>45</sup>。
- ④憲法第96条を改正しないでいると、いずれは憲法を停止せよとか廃棄せよといった、立憲政治の根幹を揺るがす議論が広がりかねない<sup>46</sup>。
- ⑤法は、人間に合わせるべきであって、そのためには、しばしば変えることができる可能性を持つべきである<sup>47</sup>。
- ⑥国民の多くは、個々人の生活や権利に密接に関わる問題以外は、国民投票に関心を示さない。国民投票は、実効性を持たない<sup>48</sup>。
- ⑦主権者たる国民が憲法論議で主体的に参画する機会を確保する<sup>49</sup>。

## (2) 改正に慎重な立場の論拠

- ①憲法第96条に規定する発議要件は、なるべく幅広い意見や利害に共通するような社会生活の枠組みを設定できるように、憲法の内容を定めることを狙ったものである<sup>50</sup>。
- ②硬性憲法になった背景には、野党も納得するほどの慎重な論議が必要との考えがある。過半数での発議でよいとなれば、いわゆる多数派与党による強行採決も可能になる<sup>51</sup>。
- ③少数派の権利の保障のように、人々が偏見にとられるために単純多数決では誤った結論を下しがちな問題については、決定の要件を加重することに意味がある<sup>52</sup>。

<sup>43</sup> 『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』2000.11, pp.241-247. (塩野七生氏(作家)の発言); 第150回国会衆議院憲法調査会議録第4号 平成12年11月9日 pp.1-18. (佐々木毅・東京大学教授の発言); 中西輝政・渡辺治「オピニオン 憲法改正要件の緩和」『産経新聞』2012.7.27. (中西輝政・京都大学名誉教授の発言)

<sup>44</sup> 同上(佐々木教授の発言)

<sup>45</sup> 御厨貴(東京大学教授)「日本のダイナミズムを解き放つ憲法改正への道筋を示せ」『Wedge』16(8), 2004.8, pp.6-7; 山崎正和(劇作家)「憲法96条の壁 集約されぬ改憲論議 法的条件緩和を第一歩に」『読売新聞』2004.9.26; 中西・渡辺 前掲注(43) (中西名誉教授の発言)

<sup>46</sup> 同上(中西名誉教授の発言)

<sup>47</sup> 前掲注(43) (塩野氏の発言)

<sup>48</sup> 同上(塩野氏の発言)

<sup>49</sup> 西修(駒澤大学名誉教授)「まずは96条の改正から—国民の憲法意識は現実的になった—」『改革者』2013.5, pp.40-43.

<sup>50</sup> 長谷部恭男(東京大学教授)「改憲発議要件の緩和と国民投票」全国憲法研究会編『続・憲法改正問題』(法律時報増刊)日本評論社, 2006, pp.8-14.

<sup>51</sup> 櫻井よしこ・伊藤真「憲法改正 国民に対する責任」『文藝春秋』91(3), 2013.3, pp.110-116. (伊藤真氏(弁護士・法学館主宰)の発言)

<sup>52</sup> 長谷部 前掲注(50)

- ④憲法は、普通の法律とは違い、時々の政権の変化によって軽々しく改変されない歴史的に吟味された価値が規定されているものであり、発議に3分の2の賛成が必要とされているのは、一党派ではなく、複数の党派が合意できる時だけ発議ができるという意味である<sup>53</sup>。
- ⑤国会議員による発議要件のハードルを下げてしまえば、政権交代をする度に、憲法が国民投票にかけられるという不安定なものになる<sup>54</sup>。
- ⑥憲法に定められた社会の基本原理を変更しようとするのであれば、変更することが正しいという蓋然性が相当に高いことを要求するのは、不当とはいえない<sup>55</sup>。
- ⑦憲法のどこを改正するか、具体的な内容を議論しないまま、第96条だけ先に変えるのは、姑息である<sup>56</sup>。
- ⑧憲法は国民から権力担当者に向けられた指示・命令であるという、憲法の原点に立ち返って考えれば、指示・命令を受ける側の国会議員あるいは国会が、その指示・命令は自分たちにとって都合が悪いから変えようなどと言いつくすのは、道理に合わない<sup>57</sup>。
- ⑨可能な限り多くの賛成を得ることを放棄して、より少ない賛成でも憲法改正が成立しやすくなるようにしようというのは、まっとうな姿勢とはいえない<sup>58</sup>。
- ⑩憲法改正の発議が容易になり、繰り返し憲法改正が発議されるようになると、改正支持者以外の投票率が低下し、憲法改正が普通の法律並みの容易さで実現してしまう<sup>59</sup>。

## おわりに

憲法第96条に関する主要紙の論調は、日本国憲法は改正要件が厳格であることから憲法第96条を同条によって改正すべきだという意見と、憲法改正要件の緩和は立憲主義の軽視につながり、憲法の根本的性格を一変させるおそれをはらんでいるといった意見に分かれる<sup>60</sup>。また、最近の新聞各紙の世論調査では、憲法第96条の改正に関し

<sup>53</sup> 中西・渡辺 前掲注(43) (渡辺治・一橋大学名誉教授の発言)。

<sup>54</sup> 櫻井・伊藤 前掲注(51) (伊藤氏の発言)；姜尚中 (東京大学教授)「愛の作法 第283回 憲法96条改正は「ルール違反」 新聞は口をつぐまず社論を示せ」『AERA』2013.4.1, p.92。

<sup>55</sup> 長谷部 前掲注(50)

<sup>56</sup> 櫻井・伊藤 前掲注(51) (伊藤氏の発言)。なお、第96条の改正自体には賛成の立場であっても、同条を先行して改正する方針に疑問を示す見解もある。小林節『「憲法」改正と改悪』時事通信出版局, 2012, pp.171-179; 北岡伸一「地球を読む 憲法改正の道筋 再議決要件の緩和 最優先 国会改革が改憲入り口に」『読売新聞』2013.2.10。

<sup>57</sup> 浦部法穂 (神戸大学名誉教授)「浦部法穂の憲法時評 96条の改正」2013.3.21. 法学館憲法研究所ホームページ <<http://www.jicl.jp/urabe/backnumber/20130321.html>>; 姜 前掲注(54)

<sup>58</sup> 浦部法穂「浦部法穂の憲法時評 憲法を国民の手から奪い取る96条「改正」」2013.4.22. 法学館憲法研究所ホームページ <<http://www.jicl.jp/urabe/backnumber/20130422.html>>

<sup>59</sup> 中西寛 (京都大学教授)「憲法改正条項の改正論 心許ない政治家の技量」『毎日新聞』2013.4.28。

<sup>60</sup> 例えば、平成25年5月3日(憲法記念日)の新聞社説に限っても、この両論が示されている。憲法第96条改正賛成論としては、「社説 憲法記念日 改正論議の高まり生かしたい」『読売新聞』2013.5.3がある。一方、同条改正反対論としては、「社説 憲法を考える 変えていいこと、ならぬこと」『朝日新聞』2013.5.3; 「社説 憲法と改憲手続き 96条の改正に反対する」『毎日新聞』2013.5.3; 「社説 歴史がつなぐ知恵の鎖 憲法を考える」『東京新聞』2013.5.3がある。

では慎重な意見が多く提示されている<sup>61</sup>。

このように、憲法第96条改正に関しては、賛成・反対双方の立場から様々な意見が出されているところであり、これからも議論を注視していく必要があるであろう。

---

<sup>61</sup> 主要各紙の平成25年の世論調査における憲法第96条改正に関する賛否は、次のとおりである（括弧内は、結果の掲載日）。『朝日新聞』（7月15日）賛成：31%、反対：48%；『毎日新聞』（5月20日）賛成：41%、反対：52%；『読売新聞』（7月1日）賛成：40%、反対：46%；『日本経済新聞』（5月27日）賛成：34%、反対：41%；『産経新聞』（4月23日）賛成：42%、反対：45%；『東京新聞』（7月2日）賛成：37.5%、反対：42.9%